

令和6年3月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

読谷村長 石嶺 傳實

市町村名 (市町村コード)	読谷村 (47324)
地域名 (地域内農業集落名)	西海岸地区(宇座) (宇座集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、本村の北部に位置し、自然環境と調和した観光リゾート開発を誘致してきた長大な西海岸に隣接する地区であり、本村最大の農用地が整備されている本村の基幹的な農業生産の地域である。一方、他地域と同様に、農業者の高齢化が進みつつあることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みづくりが必要である。このため、分散する担い手の農地の集約化を進めるとともに、農薬のドリフト問題、牧草の種の飛散問題等を解決するため、耕種別のエリア分けをしていく必要がある。</p> <p>また、地域内では農地中間管理制度の理解が不十分のため、農地の権利設定がなされず耕作が行われている事例や農地の流動化が図られていない課題もある。</p> <p>その他、現在設置されているスプリンクラーでは隔々まで水が行き届かない農地もあることから、そのような場合は今後の農地利用に支障がでてくる懸念される。</p> <p>【地域の基礎的データ】 農業者:18名(2015農林業センサス)、認定農業者2経営体、中心経営体4経営体 主な作物:紅いも、さとうきび、牧草、小菊、小麦、人参</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>西海岸地区全体の課題として、耕種別のエリア分けを進めるため、キク農家が使用する平張りハウスの更新時期に合わせて、段階的にエリア分けを進めること等を検討していく。</p> <p>宇座集落としては、農地中間管理機構の制度理解を深めることで農地の権利設定の促進を図りつつ、地域内で大手企業が実施しているイチゴのパイロットファーム等と連携した収穫体験やスマート農業などの取組や、周辺にあるリゾートホテルとの連携による新しい販路開拓等を進めることで、魅力ある地域づくりを図り、他地域からも新規就農者が参入しやすい体制整備を進めていく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農用地のうち基盤整備実施地区を中心にその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p> <p>保全・管理を行う区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者、認定新規就農者、基本水準到達者等担い手への農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の制度理解を深め権利設定の促進を図る。その上で、農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を基に、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
本地域は、浜屋地区土地改良総合事業(昭和58年～昭和63年)、宇座地区土地改良総合事業(昭和64年～平成4年)等実施済地区である。また、一部施設の老朽化がみられたことから、団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策(令和元～3年)により施設の更新等を実施済。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
宇座地域で営農している者を中心に多様な経営体の確保・育成を図りつつ、地区外からの新規参入者についても積極的に受け入れを進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の基幹作物であるさとうきびについては、ハーベスタによる収穫作業の委託を実施している。今後は、紅いもについても収穫機械の導入等を図り、収穫作業等の委託を行っていく予定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・村内の土壌は保肥力の乏しい土壌であるが、村内には堆肥化施設がなく、耕種農家も積極的に堆肥を活用する環境にないことから、村内で未利用資源となっている家畜排せつ物を堆肥化し有効活用するため、堆肥盤の設置を目指す。

西海岸地区(宇座) 40.4ha(404,464.7㎡)

